

平成 17 年度「ドイツの純益に影響する税法・特別措置法調査」
に係る委託先の公募について

平成 18 年 2 月 20 日
日本機械輸出組合
総務企画グループ

1. 調査目的

本調査は半導体・液晶・自動車が生産する国・地域の税制や研究開発等に関する特別な優遇措置を調べ、同じビジネスモデルで、純利益や実効税率がどのように異なっているかを日、米、独、韓、中で比較するために、国内外の資料を収集することを目的としている。

2. 調査内容

(1) 調査内容

本調査で委託する業務は、ドイツで半導体、自動車関連企業が立地する場合の国の税制、特別措置、補助金などの制度を収集すること、また、資料において制度が書かれている部分を特定するとともに当組合が行う簡単なマトリックスへの取り纏め作業を支援すること。

(2) 調査項目、その要点

対象業種・地域:

・対象国: ドイツ

・対象業種: 半導体・液晶・自動車

法律・措置(2005 年のみ)の資料収集:

・ドイツに工場立地する場合の純利益、実効税率に影響する法律、特別措置・補助金(全て公開資料のみ)

(ア) 法定実効税率

(イ) 投資促進税制

(ウ) 研究開発促進税制

(エ) 雇用促進税制

(オ) 半導体製造装置、液晶製造装置、自動車製造設備の減価償却制度(減価償却率、償却年限、加速度償却制度の有無・内容、残存価格の有無・内容)

(カ) 国の補助金制度(設備投資・研究開発、雇用促進補助金等)

(キ) 地域の特別措置

・地方税免除: その地域に進出及び研究開発投資、雇用増によって得られる税免除

・補助金制度: その地域に進出及び研究開発投資、雇用増によって得られる補助金

3. 審査基準

- ・ 申請者は本事業を遂行するために必要な知識やノウハウを有していること。
- ・ 提案内容(企画案)が本事業の目的と合致し、具体的な方法が明記されていること。
- ・ 提案内容は、調査目的を満たし、かつ、経済性に優れていること。
- ・ 実施体制、実施スケジュール、見積明細等が明確になっており、かつ、事業を効率的に実施できる体制にあること。

4. 委託契約の条件

- ・ 委託金額 : 上限 63 万円(消費税含む)
- ・ 契約期間 : 契約締結日から平成 18 年 5 月 30 日まで
- ・ 提出物 : ドイツ連邦共和国/対象業種に関連する関係法令・措置(可能であれば英文)
関係資料(1部)(基本的に電子データで提供)
関係記述部分については必ずその指定を行うこと

5. 応募資格

次の要件を全て満たす法人または個人とする。

- ・ 当該事業に関するノウハウと調査実績等を有し、かつ、事業の達成に必要な組織体制を有していること。
- ・ 当該事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、十分な管理能力を有していること。
- ・ 日本機械輸出組合が提示する委託契約書の内容に同意できること。

6. 公募期間

平成 18 年 2 月 20 日～2 月 27 日(期限内に必着のこと)

7. 応募方法

応募書類(応募書類・企画書)をダウンロード([WORD 形式はこちら](#)、[PDF 形式はこちら](#))し、必要事項をご記入の上、以下の添付資料とともに Eメール又は郵送して下さい。

応募内容についてヒアリングをさせて頂くことがあります。なお、受理した書類は返却できませんのでご了承下さい(提出された応募書類については、当組合の規定により個人情報及び機密の保持に十分配慮します)。提出された本書類の作成費用は支給されません。

(添付する資料)

企業あるいは個人概要、調査・研究実績、経歴等(HP に掲載されている場合は、同 HP の

URL)

8. 審査結果

平成 18 年 3 月 6 日(予定) HP で公表するとともに、応募者全員に通知します。

9. 申請書類の提出先及び問合せ先

〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 401 号室

担当:総務企画グループ 金丸一也 グループリーダー山本哲三

Eメール:kanemaru@jmcti.or.jp

TEL:03-3431-9379

FAX:03-3436-6455

以上